

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の廃止				
税目（条文番号）	所得税及び法人税				
見 直 し の 内 容	<p>【廃止事項】 船舶から船舶以外への買換え及び交換については延長を要望しない。</p> <p>【特例措置の内容】 圧縮記帳の比率 80/100</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法第 37 条、第 37 条の 4、第 65 条の 7～9、第 68 条の 78～80 ・ 同法施行令第 25 条、第 25 条の 3、第 39 条の 7、第 39 条の 106 ・ 同法施行規則第 18 条の 5、第 22 条の 7、第 22 条の 69 <table border="1" data-bbox="874 846 1489 943"> <tr> <td data-bbox="874 846 1220 943">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 846 1489 943">0 百万円 （—）</td> </tr> </table>			平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （—）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （—）				
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>国内貨物輸送の約 3 分の 1、石油、セメント、鉄鋼等産業基礎物資の約 8 割を担い、また、離島航路をはじめ国内旅客輸送にとって必要不可欠な公共交通機関である内航海運は、我が国経済と国民生活にとって不可欠な産業インフラ、ライフラインとして、極めて重要な役割を果たしている。トラックと比べた場合、の輸送効率の高さを生かしつつ内航海運の安全・安定かつ効率的な輸送サービスの確保を図ることは、物資の安定供給面、コスト面環境面等で国民生活に直結する極めて重要な課題である。</p> <p>そのため、輸送の安定性・効率性の低下リスクが高まる老朽船を廃止・譲渡、合併・協業化への誘導図っていく必要があったが、適用実績がなく利用されていないことから、延長を要望しないこととした。</p>				